

4月1日～新しい部署の設置や廃止を行いました

問人事課 ☎ 32-2043

新設 環境福祉部社会福祉事務所
地域包括ケア推進室 (市役所1階)
 ☎ 32-2142

市では、誰もが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる、支え合いのまちづくりを目指します。

新しい部署では、介護、障害、困窮など、その人の状況や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めて支える仕組みづくりを、関係機関や地域などさまざまな分野と連携、協働しながら進めていきます。

廃止 こども保健部
ワクチン接種推進室

新型コロナワクチンの特例臨時接種(無料接種)が終了したため、廃止しました。

健康増進課が担当
 新型コロナワクチンは、定期接種として、健康増進課が担当します。
 ☎ 32-2069

令和6年度児童手当・特例給付所得審査

問子育て推進課(津山すこやか・こどもセンター内) ☎ 32-2065

現況届は原則不要

現況届の提出は、原則、要りません。

提出が必要な人には案内を送付します。案内が届いた人は、6月中旬に書類を提出してください。

手当額に変更がある人には通知

手当を受給中の人で区分(手当額)に変更がある場合は、通知します。

※所得上限超過世帯で手当が支給されていない人で、令和5年分の所得が令和4年分の所得を下回った場合は、6月中旬に子育て推進課にご相談ください。②の所得上限限度額を下回った場合、申請により手当を受給することができます

児童手当・特例給付の額

対象	月額
0歳～3歳未満	15,000円
3歳～小学生(第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学生(第3子以降*)	15,000円
中学生	10,000円
所得制限世帯(①以上②未満)	5,000円(特例給付)
所得上限超過世帯(②以上)	なし

*第3子以降：養育している高校卒業年代までの児童のうち、3番目以降

所得制限

受給者の扶養親族などの数(人)	①所得制限限度額(万円)		②所得上限限度額(万円)	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0	622	833.3	858	1,071
1	660	875.6	896	1,124
2	698	917.8	934	1,162
3	736	960	972	1,200
4	774	1,002	1,010	1,238
5	812	1,040	1,048	1,276

※受給者の所得額で審査します。世帯合算ではありません
 ※収入額の目安は給与収入のみで計算しています。実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で審査します

ヤングケアラーについて調査しました

問こども子育て相談室 ☎ 32-7027

支援を必要とするヤングケアラーの実態を把握するため、「小学生・中高生の生活に関するアンケート調査」を行いました。

対象 市内に通学する小学5年生～高校3年生
期間 令和5年6月12日～7月19日



調査結果から

	津山市	国
回答者数(市内在住)	1,294人	1,381人
世話をしている家族が「いる」	20.3%	6.6%
自身がヤングケアラーに「当てはまる」	-	1.4%
世話をしている自分のやりたいことができず、世話の大変さを感じている	8.7%	2.2%

ヤングケアラーとは
 障害や病気のある家族に代わって買い物や料理、洗濯、掃除をしているなど、本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行う18歳未満の子ども

国の調査と比べて「世話をしている家族がいる」という割合が全体的に高いが、一般的な「お手伝い」を「家事や家族の世話」として回答している子どもがいる可能性もあるため、回答した全員がヤングケアラーに当てはまるとはいえない

国の調査より低いのは、自覚していない子どもがいる可能性がある

注目 世話をしている自分のやりたいことができず、何らかの負担感を持っている子ども
 支援策を考えていく必要がある

身近な支援者が、本人の想いを傾聴し、意思を尊重しながら気持ちに寄り添い、困りごとや悩みに早く気づき、相談機関と連携して支援することが大切です。ヤングケアラーが安心して相談できる窓口の設置、相談から支援につなぐ体制づくりを進めていきます。

大切なのは、周りの人が気づき、声を掛け、手を差し伸べること

ヤングケアラーの相談窓口

- 児童相談所相談専用ダイヤル：24時間(年中無休) ☎ 0120-189-783
- 24時間子供SOSダイヤル：24時間(年中無休) ☎ 0120-0-78310
- こどもの人権110番：平日午前8時30分～午後5時15分 ☎ 0120-007-110
- 親子のための相談LINE：QRを読み取り、友だち登録をしてご利用ください



公園の利用ルールとマナーを守って

問都市基盤整備課 ☎ 32-2097

公園は、さまざまな人が利用する場所です。みんなが気持ちよく利用できるよう、一人ひとりがルールとマナーを守りましょう。

- ほかの利用者や近所の迷惑になることはやめましょう
- ペットの散歩をするときは、必ずリードにつなぎ、放さないでください。飼い主の責任として、フンは持ち帰りましょう
- 施設は、大切に使いましょう
- 譲り合って使いましょう
- ごみは、各自で持ち帰りましょう

